

# 南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究 (下)

曾我部靜雄

一、緒言

二、北宋時代の和預買絹

三、折帛錢

四、和買絹(以上前號)

五、和買絹の各地に於ける情況

六、課稅準則

七、結語

## 五、和買絹の各地に於ける情況

### 一、紹興府

兩浙路の紹興府は、和買絹の最も高率な課稅をされた地方であつた。宋會要稿食貨七〇、賦稅の項、兩浙路守臣王希呂の奏對に、

兩浙路共管和買五十二萬七千六百五十四匹有奇、而紹興一州、獨當一十四萬六千九百三十四匹有奇、立法之初、固偏重。

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(下)

第二十三卷 第三號 五三五

とあるのや、朱子文集卷十三、延和奏劄五に、

臣竊見、浙東路和買絹、萬數浩瀚、而紹興府獨當其半。

とあるのや、同文集卷十八、奏均減紹興府和買狀に、

竊見、紹興和買之患、民所不堪、巧詐之徒、姦弊百出、(中略)浙東七州、除溫州無和買外、其餘六州、共管和買

二十八萬一千六百四十四丈二丈一尺、紹興一州、獨當一十四萬六千九百三十八匹、乃占諸州一半以上、緣此重困、

人不能堪、所以子戶詭名、巧爲姦弊、雖有重法、終不能禁。

とある如く、紹興府は一州で兩浙路和買絹總額の三分の一を、浙東のみについて言へば、その總額の五割二分餘を負擔してゐた。而して課稅基準率は前記の諸書に見ゆる所では物力三十八貫五百文以上の戸に課せられた。然るに止堂集卷六、議紹興和買疏には、

臣聞、經界之初、紹興和買、鄉村物力三十二貫科一匹、今則十七貫三百五文科一匹。

とあつて、物力三十二貫よりとあるが、三十二貫の二は三十八貫の八の誤りであらう。それがこの上疏のなされたと思はるゝ光宗の紹熙頃には、十七貫三百五文以上と改り、それより少し前に宋會要稿食貨七〇、賦稅の項、孝宗淳熙十六年四月十五日の條に、

詔、紹興府將第五等以下戸和買二萬五千餘匹、權住催一年、(中略)先是、守臣王希呂奏對、兩浙路和買五十萬七千六百五十四匹有奇、而紹興一州、獨當一十四萬六千九百三十四匹有奇、(中略)因臣僚言、自凡係五等有產

無丁之戸、與上四等戸、一概均科、於上四等蠲減二萬八千三百三十四匹有奇、均在五等十二萬二千九十四戸、而五等下戸物力、自百文以上、皆不免於和買、云云。

とある如く、第五等戸で産あつて丁なき戸は、皆和買絹を課せられてゐたのであつた。第五等戸數を會稽、山陰の兩縣について云はんに、宋會要稿食貨七〇、賦稅の項、慶元四年十二月四日の臣僚の言に、

今會稽縣第五等戸元不應科和買者、計五萬二千五百五十八戸、山陰縣第五等戸元不應科和買者、計六萬七千七百七十戸、他縣大略皆同此。

とあつて、會稽縣は五萬二千五百五十八戸、山陰縣は六萬七千七百七十五戸であつた。紹興府下の残りの六縣の第五等戸數も、大略兩縣と同數の五、六萬戸であつたと云ふ。又産あつて丁なきものに課したのは、丁あれば身丁錢を納めてゐたからである。時代が降るに従つて稅は重る一方であつた。紹興府下の諸縣の中でも會稽縣が特に重つた。宋會要稿食貨三八、和市の項に、

乾道九年、三月六日、祕書省祕書郎兼權起居舍人趙粹中言、兩浙和買、莫重於紹興、紹興諸邑、會稽爲最、且本府歲科和買一十四萬六千餘匹、會稽一邑、獨當二萬二千匹有奇、均在上四等人戸、以物力錢數科敷、自經界後、上四等戸物力錢七十三萬貫、以物力四十六貫有奇科和買一匹、已是重大、緣會稽田薄、秋夏二稅已重、(中略)自經界後、至乾道五年、七經推排、減落去物力錢二十九萬貫有奇、見管祇存四十三萬貫、當來下戸三分不該和買、

今成下戸、其弊灼然、官司勢不得已、至於物力錢一十九貫有奇、便科一匹、則是有田二畝、即出和買七尺、六畝則成匹矣、向去推排走失物力錢轉甚、和買愈重、民力困竭、舉貸出產、不足償納。云々

とあつて、紹興府下八縣の中で會稽縣が最も重く總額十四萬六千餘匹中で二萬二千匹餘を負擔してゐた。經界法の實施されたる紹興十二年頃は、物力四十六貫餘文に一匹を敷科されたのであつたのが、三十年に滿たない乾道五年には、十九貫餘文に一匹となり、畝數から言へば、田一畝につき七尺を出だすことゝなり、六畝で一匹を出すことゝなつた。その後益々課稅基準は低下され、宋會要稿、食貨七〇、賦稅の項に、

慶元四年、十一月四日、臣僚言、(中略) 如會稽縣、曩時物力纔及十七貫以上、即輸絹一匹、其重如此。

とある如く、十七貫文以上は皆課せられた。その後は、止堂集卷六、議紹興和買疏に、後日必自十七貫減、至四五貫、敷一匹、未可知也、とある如く、益々重壓を加へられたであらう。

## 2、秀州・平江府

兩浙路の秀州・平江府の和買絹が亦特異なものであつた。この地方は太湖の東及び東南に位して居り、古來より有名な稻田米作の土地で、桑蠶を以つて業としてゐない地方である。然るにも拘らず和買絹を課したのであつた。高宗時代秀州の知州であつた程俱の北山小集卷三十七、乞免秀州和買絹奏狀に、

訪問耆老以謂、秀州近年和買紬絹最爲民害、蓋祖宗以來、以秀州不產桑蠶故、雖夏稅紬絹、尙止令上戸送納本色、第三等以下人戸、皆折錢入官、轉運司却於出產絲蠶處、置場收買、以足歲額、豈聞稅絹之外更加和買。

とある如く、夏稅<sup>⑩</sup>の紬絹でさへも、養蠶せざる故を以つて、第一第二等戸のみ本色の紬絹を納れ、第三等以下は現錢を納れ、轉運司がその現錢を以つて他の絹絲を産する地方に行き、必要量の紬絹を收買して歲額の紬絹を充したのであつた。夏稅紬絹がかくの如くであるから、和買絹などは元來ある筈がなかつたのである。然るに、

自靖康元年獻議、大臣不知祖宗立法之旨與夫諸州土產之宜、但見杭湖等州和買絹數頗多而蘇秀不及、因以爲不均、於是分撥八萬匹與平江府、而秀州管認四萬匹、自是秀州之民、於常稅之餘和糴之外、又加此一項和買紬絹。

とあつて、南宋の初め頃から杭州地方に課せられてゐた和買絹數を分撥して、八萬匹を平江府に、四萬匹を秀州に與ふることになつた。これからこの地方に和買絹なる一租稅が新たに又増したのである。この上奏には杭州、湖州兩地方のものを割いて平江府、秀州に與へたとあるが、實際は杭州地方のみを臨安府の知府毛友の上奏に従つて與へたのであつた。宋會要稿、食貨三八、和市の項、建炎二年九月一日の臣僚の言に、

錢塘之民苦於和買、乞以杭州之數、分別八萬匹與平江府、四萬匹與秀州、詔下本路轉運司均撥、尋據遂州申陳、自祖宗以來、不曾支俵和買、衆人民從來以水田爲業、不產蠶桑、乞行蠲免、本司今欲將杭州減下和買一十二萬匹、

只以一半六萬匹、於平江府秀州倭買、內平江府買四萬匹、秀州二萬匹、其餘一半六萬匹、均於出產湖明等州添俵、(中略)除建炎元年二年已過時外、自建炎三年爲始、續據戶部奏、路路有建炎元年分預買、今已過時、欲乞自建炎二年爲始分作、三年帶納、依轉運司均撥定、州軍施行、從之。

とあるのや、紹興三年三月三日の臣僚の言に、

臨安府湖州等和買爲多、而苗米比他處最少、常州婺州等和買差少、而苗米比他處爲多、以至平江府秀州苗數尤多故、得全免俵買、昨因臨安府曾經、方臘殘破之後、知府毛友乞、將管下九縣和買絹數內、權撥一十四萬<sup>⑬</sup>、與北路諸州分認、而平江府秀州、皆是創行和買、至今累年詞訴不已、各未曾承認。云云

とある如く、方臘の亂によつて杭州方面が疲弊したるによつて、臨安府の知府毛友の乞により、管下九縣に課せられてゐた和買絹數内から十二萬匹を割いて、平江府、秀州に賦與したのであつた。この地方は上述の如く米のみを産して絹を産せぬ所であるから、住民の苦痛甚しきものあり、よつて各々半數に減せられたが、これとても仲々過重なものであつたから、前掲の紹興三年三月三日の臣僚の言に、

平江府秀州、各係水鄉、不係桑蠶浩瀚之處、委與其他州軍、事體不同、今重別參酌均定、秀州元認一萬五千匹、今欲自紹興三年爲始、與減五千匹、平江府元認四萬匹、除兩經減免外、止認一萬匹、竊緣秀州與平江、人物繁盛不同、秀州減五千匹外、尙認一萬匹、其平江府難以盡行蠲免、欲自紹興三年爲始、與減三千匹、認起七千匹、所

是兩州減下八千匹、却回臨安府、自紹興四年爲始、認數起發、其平江府紹興二年以前拖欠未起五萬四千匹、欲乞更與蠲免、從之。

とあつて、これによると秀州は二萬匹から、一萬五千匹となり、紹興三年から更に一萬匹となり、平江府は四萬匹であつたものが兩度の減免を與へられた後、更にこの年七千匹に減せられた。しかしこれとても他所の産地に行きて高價を以つて購ひ納めるものであり、北山小集に、責以所無輸納之時、遠於他州貴價收買、而官給價直不過八百、貧弱下戸未必得錢、橫被誅求急於常賦、秀民疾苦莫此爲大、と云ふ有様であつた。その後この地方の和買絹は、全く折帛錢となつて、現錢を以つて納入したものとやうである。宋會要稿、食貨七〇、賦稅の項、乾道五年九月二十九日、權發遣秀州徐藏の言に、昨降指揮、乾道五年夏稅和買折帛錢、並權與減半輸納一年、謂如人戶合納十匹、若三分折錢、每匹減半、其七分自合納本色、緣秀州非產絹地分、有專降指揮、和買夏秋、皆是折錢比之、(中略)本州合發絹、既係遞年全行折錢、自合照諸州軍體例、將三分錢數、權減半催納一年。

とあつて、秀州地方は乾道五年頃既に全部折錢なる事實を傳へてゐる。

### 3、臨安府

杭州臨安府が、方臘の亂により住民疲弊し、その和買絹數を十二萬匹程割いて平江府、秀州方面に與へたことは、既に述べた。かく少しく輕減されたとして仲々住民の苦痛が除かれる筈はなく、且又府

下の縣によつて課稅基準率も異つてゐた。宋會要稿、食貨三八、和市の項、乾道元年五月十二日、右正言和叔達の言に、

方今民間輸納稅賦、惟和買最爲流弊之極、(中略)然臣訪聞、州縣間固有田產稅錢一例均科者、亦有用浮財物力兩項均科者、既已不同矣、而於兩項物力均科之數、又自不一、且以臨安言之、謂如新城則十貫以上、富陽則十三貫以上、臨安則二十貫以上、方始均敷、其參差不齊如此、他郡可知。

とあつて、同じ臨安府下でも新城縣は物力十貫以上、富陽縣は十三貫以上、臨安縣は二十貫以上に孝宗の乾道五年頃には課してゐたのであつた。その光宗の紹熙頃の臨安府餘杭縣の有様を述べんに、宋會要稿、食貨七〇、賦稅の項、紹熙三年八月十日、兩浙轉運使沈誥の言に、

臨安府餘杭縣物力敷納和買紬絹偏重、潘景珪乞、不限物力若干、以物力三貫皆不能免、且如止戈一鄉、第一等田每畝物力二貫三百有奇、戶内有田一畝一角、便合敷納四尺五寸以上、又不能無困於下戶。云云

とあつて、この頃では物力三貫以上は和買絹を免れず。止戈郷の如きは、第一等の田は每畝物力二貫三百餘文に査定され、従つて田一畝一角を有つてゐる戸は絹紬四尺五寸以上を納入せねばならず、これは下等戸を益々苦しめたものであつた。故に同書、同項、慶元元年正月二十四日戸部侍郎袁說友の言に、

臨安屬邑凡九、而臨安和買之數、視九邑爲最重、餘杭縣科取法、視九邑爲弊。



とある所以であつた。

以上兩浙地方數州の實施狀況を見た。更に二三南宋時代の地誌に現はれてをる夏税・秋税・和買絹・折帛錢の數字を左に擧げん。

乾道臨安志卷二、税賦

夏税

絹九萬五千八百一十三匹二尺四寸三分七釐

紬四千四百八十六匹三丈四尺八寸一分二釐

綾五千二百三十四匹一丈

綿五萬八千五百二十一兩二錢二分八釐

秋税

苧米一十二萬三千七百一十三石六斗八升一合一勺七撮

和預買

(每歲認發江陰軍和買絹七十三匹二丈一尺四寸三分五釐)  
折帛錢九千二百七十八貫五百一十八文

絹四萬三百九十九匹二丈六尺二寸三分五釐

紬七百九十五匹

折帛錢六十四萬八千三百八十五貫五百一十八文

咸淳臨安志卷五十九、貢賦

田稅

二稅元額

夏稅・秋稅共乾道臨安志に同じ。

九縣歲解之額

錢塘縣

上供折帛錢八萬一千一百二十三貫三百四十三文

畸零錢三萬七千一百七十一貫二百五十二文

本色絹三千一百三十六匹

折綾絹一百二十八匹二丈

產絲五千七百一兩二錢四分

糯米四百三十四石七斗七升六合

白粳一千七百二十石二斗四升

糙粳五千九百九十七石六升二勺六抄

仁和縣

上供折帛六萬七千五百二十一貫五百八十四文

用年錢一千三百六十一貫八百七十九文

畸零錢三萬九千八百四十五貫八百八十二文

本色絹三千七百五十四匹

緜五千九百八十九兩四錢

苗米糙白糯三色米八千八百四十二石一斗三升九合四勺八抄

餘杭縣

折帛錢八萬二千六百一十三文

夏稅紬絹一萬四千二百七十二匹一尺四寸

和買紬絹四千八百八十八匹三丈七尺九寸

緜七千一百一十七兩一錢六分

苗米一萬八千九百五十三石一升

臨安縣

一紬一千九十一匹一丈三尺二寸

綾二千七百二十四匹五尺九寸

絹五千三百五十四匹

畸零絹錢八千四百九十八匹三丈九尺四寸

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(下)

縣六千九百四十兩九錢

折帛錢八千七百八十六匹

苗米一萬一千七百七十七石八斗五合

於潛縣

本色絹八千二百四十四匹

紬五百四十七匹有奇

縣五千六百七十九兩有奇

折帛錢一萬五千三百九十九貫文

內紬絹錢二千六十一匹

計錢一萬四千四百二十七貫文

內折縣錢二千四百三十兩

計錢九百七十二貫文

苗米一萬三百八十七石有奇

和預買

本色絹四千一百五十二匹

紬一百七十二匹有奇

折帛錢七千二百九十一匹有奇

計錢四萬七千三百九十五貫文有奇

富陽縣

折帛錢七萬三百八十三貫二百六十二文

本色絹一萬五千五十三匹二尺九寸

本色絲七千四百八兩二錢八分

折紬錢三千六貫三十文

秋苗一萬二千三百九十四石一斗五升九合

新城縣

和買紬絹一萬二千二百三十一匹

絲六千一百八十五兩一錢二分

苗米七千八百一十六石二斗九升四合二勺

鹽官縣

夏稅管額絹一萬三千四百九十九匹三丈五尺三寸二分

紬一千一百七十二匹一丈二尺四寸七分

絲一萬一千二百一十五兩二錢

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(下)

崎零夏稅紬三百五十六匹三丈八尺三寸二分、並和買紬二百三十七匹一丈五尺

計錢二千四百六十六貫四百八十二文

本色夏稅絹一萬六百六十四匹二丈一尺六分

本色和買絹四千八百九十六匹

緜六千六百九十一兩八錢五分

折帛錢共七萬六千七百四十六貫四百文、和買八千八百一十五匹二丈五尺

計錢五萬七千三百一貫四百文

夏稅紬五百九十一匹四尺五寸

絹一千九百九十三匹三丈五尺五寸

計錢一萬八千九十五貫文

綿三千六十八兩一錢八分

計錢一千三百五十貫文

苗米額管三萬三千八百九十石四斗三升六合六勺

苗田米一百六十八石七斗二升八勺

昌化縣

額管夏稅紬五百六匹四分四釐

夏稅絹三千三百七十四匹

苗米五千五百六十七石三斗九升一抄七撮

繇二千五百七十兩五錢

寶慶四明志卷五

夏稅

正稅

絹二萬七千三百六十四丈九尺三寸九分九釐

紬六千九百七十七匹二丈六尺六分八釐

綿一十三萬七千九百四十三兩七錢四分一釐

和買

絹三萬五百六匹

紬九千九百匹

折帛錢

正稅絹三千二百七十三匹每匹折錢七貫文

計二萬二千九百一十一貫文

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(下)

紬二千九百七十八匹每匹折錢七貫文

計二萬八百四十六貫文

綿五萬五千兩每兩折錢四百文

計二萬二千貫文

和買絹(九千一百)五十二匹每匹折錢六貫五百文

計五萬九千四百八十八貫文

紬七千九百二十四匹每匹折錢六貫五百文

計五萬一千四百八十貫文

實催本色

絹四萬四千三百五十三匹五尺七寸九分四釐

紬五千六百六十四匹二丈六尺一寸八分八釐

綿七萬六千六百九十四兩三錢六分四釐

秋稅

苗米正額一十一萬二千六百九十七石三斗二升三合七勺

折變

糶九千五百四十八石二斗四升八合折



除苗米九千七百一十二石八斗七升三合

これ等の數字を比較點檢すれば、夏秋兩稅と和買絹並びに折帛錢の歲入に於ける重要性が判ること、思ふ。綿を計るには重さを計算する兩・錢が用ひられるが、絹紬は匹端丈尺寸が用ひられる。一端は二丈であり、一匹は四丈即ち四十尺である可きであるが、當時は四十二尺を以つて一匹となしてゐた。宋會要稿、食貨三八、和市の項、乾道九年三月六日、趙粹中の言に、

官司勢不得已、至於物力錢一十九貫有奇便科一匹、則是有田一畝、即出和買七尺、六畝則成匹矣。

とあるのや、同書、食貨六四、匹帛の項、乾道八年二月十二日戶部の言に、

今來徽州截日終起到乾道七年上供絹、八萬一千七百六十餘匹、係四十二尺爲匹、每匹重一十一兩一分、或一十一兩半之數。

とあるによつて明かである。

又闊が二尺五寸なる時は、長さ二十四尺を以つて一匹とす。宋會要稿、食貨六四、匹帛の項、紹興二十八年三月二十四日、宰執の内藏庫の申を進呈せる中に、

諸州軍上供内藏庫匹帛、依法每匹長二十四尺、闊二尺五分。

と。又重さにて計る時は、宋會要稿、食貨六四、匹帛の項、乾道八年二月十二日、戶部の言に、

昨徽州乞、將本州上供絹、依祖宗舊制、重十一兩爲一匹、輸納、本部欲依本州所申、今來徽州截日終起到乾道七

年上供絹、八萬一千七百六十餘匹、係四十二尺爲匹、每匹重二十一兩一分、或一十二兩半之數。

と。或は同書、食貨七〇、賦税の項、宣和三年二月七日、臣僚の言に、

令州縣所買絹、須以重十三兩爲則。

とあるのや、又同書、食貨七〇、賦税の項、乾道三年八月九日、陳良祐の言に、

諸郡納省絹、限以十二兩、和買、限以十兩、(中略)如絹一匹有求十三兩者。云云

とある如く、重さにて計る時は、十一兩から十三兩の間にて一匹と定められてゐた。十一兩から十三兩間の何れに定めるかはその時代々々によつて異つてゐたやうである。

## 六、課税準則

和買課税準則は、南宋全土を通じて一定しては居らずして、時・所によつて異つてゐた。

### 1、田産物力と浮財物力を準則とせるもの

田産物力とは、所有田土を金錢を以つて評價し、それによつて各自の資産を現はしたものであり、浮財物力とは、田土でなくて營業上・商業上の資力を云ふのである。田産物力は、従つて多くは郷村民衆の資力であり、浮財物力は、これに反して坊郭民衆の資力と見て大體誤りなし。田産物力は、田畝物力とか田土物力とか畝頭物力とかも言はれ、田土には韓元吉の南澗甲乙稿卷九、論田畝數和買狀に、

以田畝論之、有水田、有平田、有高田、以園地論之、有平桑、有山桑、有陸地、有茶地、有竹腳、有柴樣。

とある如く、田畝園地にも色々の種類があつた。而も同じ水田でもこれに等差をつけたのであつて、宋會要稿、食貨七〇、賦税の項、慶元四年十二月四日、臣僚の言に、

以田產有肥瘠、自來分爲數等、且如第一等膏腴田、雖與第五第六等步畝一同、而好怯有異、所以從來不用步畝均敷(和買絹)、而却用畝上物力均敷、謂如會稽縣雷門東管第一鄉、第一等田每畝計物力錢二貫七百文、第二等二貫五百、第三等二貫文、第四等一貫五百文、第五等一貫一百文、第六等九百文、田畝有好怯、故物力有高下、不可一概科也。

とある如く、好怯によつて等差をつけ、第一等より第六等に至り、各等によつて物力を異にした。園地も亦田畝も同様に等差をつけたことと思ふ。これ等田產物力の査定は、李椿年の經界法實施によつて、太だ正確になつたことは、幾多の事例が宋會要稿一書について見るも存在してゐる。これ等の田畝山園の多寡を總計してこゝに各自の田畝物力額が現はれるのである。宋會要稿、食貨七〇、賦税の項、慶元元年正月二十四日、戶部侍郎袁說友の言の所に、

兩浙轉運司臨安府奏、照得起敷和買、其(田?)產物力、以田畝山園多寡紐爲價直。云云

とあつて田產物力査定方法を明示してゐる。この文中其產物力は田產物力の誤りであらう。浮財物力は營業資力であるが、その主なるものは、店庫と現錢である。宋會要稿、食貨七〇、賦税の項、慶元

六年六月二十四日、臣僚の言に、

至於浮財營運、尤爲民蠹、如店庫生放、營運之大也、有店庫則合排以店庫營運錢、有生放則合排以生放營運錢。と見え、生放は投資して利殖を規るのを云ふのであつて、放債とも稱せらるゝが、店庫と共に營運の大なるものである。これ等を總計して浮財物力を出すのであつて、前に引用せる袁説友の言の所に、

兩浙轉運司臨安府奏、照得起數和買、(中略)浮財物力、以營運買賣見存細直科數。云云

と見ゆ。浮財物力の推排即ち査定が嚴密になつてくると、一器用の資、一豚彘の蓄も亦免れない。宋會要稿、食貨七〇、慶元四年十一月四日、臣僚の言に、

若深山窮谷之民、一器用之資、一豚彘之蓄、則必籍其直以爲物力、至於農疇耕具水車、皆所不免。云云

と。この浮財物力の推排は宋會要稿、食貨七〇、慶元四年十二月四日、臣僚の言に、三年一次推排衆共認定之後、不似田產日日可以走弄、とあるのや、慶元六年六月二十四日の臣僚の言に、國家立法、三歲一推排、蓋欲均貧富也、とある如く、三年目毎に行ひ、その間は如何に各自所有の浮財物力に變化があつても、浮財物力を準則として課したる和買絹には變化がなかつた。これ田畝物力を準則として課したる和買絹には、田畝の所有權の移動によつて原則上和買絹課稅率も従つて移動するのとは大いに趣きを異にしてゐた。宋會要稿、食貨七〇、慶元四年十二月四日の臣僚の言に、

蓋浮財物力不比田畝物力、田畝物力財可以謹託於交易而走弄、浮財物力一經推排之後、其數遂定不可走弄、(中略)

三年一次推排、衆共認定之後、不似田産日日可以走弄。

とあるにても明かである。店庫生放は都市即ち坊郭に於いて多く發達してゐたから、浮財物力を準財としての和買絹は、郷村よりも坊郭に多く負擔してゐたであらう。浮財物力を準財としての和買絹の課税實施狀態は、南宋の人なる眞徳秀の西山先生眞文忠公文集、卷六、奏乞爲江寧縣城南廂居民代輸和買狀に詳らかである。

竊見、建康府南門之外有草市、謂之城南廂、環以村落、謂之第一都・第二都・第三都、皆隸本府江寧縣、紹興中行經界、府城坊郭與諸門外、不過戶納兩料役錢、謂如房地日收賃錢一文、則每年納錢四百省、內城南廂以至第三都、成年計六百二十四貫七百二十四文、此外他無一毫稅賦。

建康府南門外の草市は城南廂と謂ひ、これを環す村落を第一都・第二都・第三都と謂ひ、皆江寧縣に隸してゐた。紹興年間經界法が行はれた結果でも府城の坊郭も諸門外の所も毎戸役錢を納れるのみであり、坊郭店肆家屋の敷地税とも云ふ可き房地錢の如きも、日に一錢であつた。この外に少しの税賦もなかつた。然るに、

淳熙五年、知江寧縣事章騫、偶因推排平白、將一廂三都分立和買兩色、增科綿絹於民、房地僦賃則起所謂家業錢、店肆賣買則起所謂營運錢、有如房地錢日收一文足、紐家業錢一貫六百二十三文七分、每及一貫文、即催和買絹五寸五分、綿五分五釐、共折錢一百三十八文七分二釐、其店肆賣買比之房地、尤無定準、皆是泛行約度、紐營運錢、

每及一貫文、即催和買絹八寸、綿八分、共折錢一百二十四文、内房地和買歲取絹三百一十三匹六尺三寸四分、綿一千二百五十二兩、計錢一千九百四十一貫五百八十三文、所有營運和買、歲取絹一百八十二匹一丈八尺五寸、綿七百二十九兩八錢六分、計錢一千一百三十一貫二百七十一文、合兩色而言之、共錢三千七十二貫八百五十二文、較以疇昔專輸房地役錢、已多二千四百二十八貫一百二十八文、且均爲健康之民、坊郭別門相去咫尺悉皆無、(中略)大抵王家以房地起家業錢、而賃戶又以店肆起營運錢、一處生業、兩項輸送、安得而不重困哉、至於因家業營運而科和買綿絹、併和買綿絹以當都園差役、輸索重復、差徭繁併、力不能支、逃徙相望、其聞未忍輕去者、日益窮蹙、恐非所以遠舊觀壯陪都也。云云

とあつて、孝宗の淳熙五年から、知江寧縣事なる章騶が、新に房地和買絹と營運和買絹の二種を城南廂と三都に賦課した。前者は主家の負擔する所であり、後者は賃戶の負擔する所であつた。何れも本税に對する附加税的性質のもので、本税一貫文に對し和買絹若干を附するのであつた。

以上の田産物力と浮財物力を混合して査定し、和買絹を課するのが原則であつた。

## 2、税錢に隨つて課す方法

和買絹は原則として物力に應じて課することは上述の如し。従つて田畑のみを對象とし而も田畑の畝數によつて課する夏秋兩税とは又別の租税體系である。兩税が減免されても和買絹は減免されざる場合さへあり。宋會要稿、食貨七〇、乾道元年八月二十三日の詔に、

臨安府係駐驛之地及四方衝要去處、有民間田地爲官司所占、或作寺觀花園管寨宮宇等、雖已減免二稅、訪問、和買紬絹、州縣不會隨稅除豁、却均衆戶送納、自今應官司所用民間田地、其和買並隨二稅蠲免、不得暗數衆數、違者聽人戶越訴、當議根治、從中書門下省請也。

とある如く、臨安府にては、個人所有の田地が他の占むる所となり、従つて夏秋兩税が減免されてゐたに拘らず、和買絹のみは孝宗の乾道元年まで課せられてゐたのであつた。しかし既に上述の浮財物力に課する場合に、建康府南門外の城南廂と三都に於ける如く房地錢、營運錢などに隨つて課してをり、又宋會要稿、食貨三八、紹興二十六年十月十三日、臣僚の言に、

和預買隨正稅絹均科、諸郡多寡不同、其和買多於正稅額至二倍去處。

とあるのや、紹興三十一年正月十八日、都省の言に、

江浙和預買紬絹、合將官戶與編民均敷、務要均平、見今州縣有科和買止及上三等去處、及有限以物力錢數均敷者、(中略)詔、令江浙漕臣行下所部州縣、將上戶至下戶田產、以畝數稅錢多寡、並一等均納和預買紬絹、務要均平、不得因而溢額科敷、如依前有偏重不均去處、按劾聞奏、仍許民戶徑赴尙書省越訴、所有自來用營運浮財物力去處、亦合將官民戶並一等均納。

とあつて、これ等によると稅錢に隨つて課する方法に一定した如く思はれるが、事實は然らずして、その後この方法による所もあつたが、各地の例より考ふるに物力を標準とする課稅方法が、多く行は

れてゐたやうである。尙ほ二三この方法による課税の實例を擧げんに、先きに載げたる右正言程叔達  
の言に、臣訪聞、州縣固有用田産税錢一例均科者、亦有用浮財物力兩項均科者と見ゆるのや、孝宗隆  
興二年正月二十四日臣寮の言の所に、

戶部看詳、如自來係隨田産税錢一例均科去處、卽隨鄉原體例、及自來等第科折、其元用兩項物力錢均科者、亦仰  
州縣、將官戶寺觀輿編民、物力每貫每百合隨數均敷、庶得允當、詔依仍、令諸州守俸日下措置。

とか、宋會要稿、食貨七〇、光宗紹熙四年四月十三日、南康軍よりの上言に、

本軍星子縣、田土瘠薄、和買最重、每稅錢四百三十起敷和買一匹。云云

とあるのや、宋會要稿、食貨六四、寧宗の嘉定十一年五月、臣僚の言に、

郡陽爲邑、經界之初、稅錢額管八千六百四十二貫有畸、每稅錢一百文敷和買六尺四寸八分有畸。云云

とあるなどで、所によれば稅錢に隨つて課税したのであつた。

### 3、畝頭課税方法

これは物力の査定によつて課するのではなくて、田畝の物力如何を考へずに、畝數のみを考へてそ  
れに應じて一畝につきいくらと畝を單位として課する方法である。故に第一等戸から第五等戸に至る  
まで差別なく、少しでも田畝を有すればそれに對して和買絹をば課せられるのであり、浮財物力に對  
しては全然課せられなくなる。朱子文集卷十八、奏均減紹興府和買狀に、



所以欲改畝頭二字爲物力貫百者、蓋以畝頭科紐、則獨有田之家被科、而有浮財物力者不與、亦有未均之弊。

とある如く、土地所有者のみが負擔するのである。宋會要稿、食貨七〇、乾道三年六月二十六日の詔に、

臨安府新城縣、毎年進際稅賦、與減半一半、以知臨安府新城縣耿秉言、新城縣田畝、舊緣錢氏以進際爲名虛增、進際稅額太重、每田十畝虛增六畝、計每畝納絹三尺四寸、米一斗五升二合、桑地十畝虛增八畝、計每畝納絹四尺八寸二分、此之謂正稅、其他又有和買絹、每田一畝計一尺四寸、陸地一畝計三尺六寸、又有折科小麥夏秋兩科役錢、總計一畝納稅兩千、人戶齊出。云云

とある如く、田畑數に従つて新城縣では既に和買絹を出してゐた。一般に行はれてゐたる物力による課稅方法は、隱寄田産詭名挾戸など幾多の弊害を現はして來たので、これを改正せんとする意見が種々出て來た。畝頭課稅方法もその一つであつた。先づ宋會要稿、食貨六四、乾道四年十有二月甲辰詔の條には、

汪義端言、若和買用畝頭均數、則上戶頓減、而下戶頓增、蓋下五等人戶元不預和買、但每丁有綿、有丁鹽錢、今又以畝頭均受上戶和買、則是小民之身些小薄瘠之產、而納數項之稅賦、合將遂縣浮財物力、只照舊例均數於四等以上爲是。

とあつて、汪義端の意見では畝數によつて和買絹を課すれば、元來和買絹を免れてゐた第五等戸が、

新に負擔を課せられ、新たなる惱みを與へるのであるから、浮財物力のみを基準として四等戸以上に賦課するがよろしと述べてゐる。次に宋會要稿、食貨七〇、寧宗の慶元四年十一月四日の臣僚の言には、

竊惟、德澤流行、當自近甸始、寬恤近甸、當自越之和買始、臣以謂、計畝科納、此策最爲均平、蓋物力則陞降不常易放生弊、田里則頃畝一定無以容姦、此理較然甚明、前此建議者亦婁及此而卒以見沮者、其說有二、豪民上戸折產詭挾者不樂、桀吏點胥欺設隱庇者不樂、而或者之說又有所謂兩稅履畝乃是常法、和買輸帛此特科名、臣不知、今之所謂和買者、其與兩稅有異否乎、(中略)今莫若使之計畝頭均科、如田一畝則輸和買若干、此數既數、雖典賣推排之際、皆不可得而改易、況有田則有稅、將復何議、而不猶愈於括細民生生之具以成物力、而使之均受其病也哉。

とあつて、物力を基準とすれば、物力は常に變動するものであるから、そこに弊害を生じ易いが、田里を基準とすれば頃畝數が一定してゐるから、従つて課稅額も一定し、典賣とか推排の際にも改易することが出來ず、和買絹は常に必要な額を取り得ると言ふにあり。又嘉泰元年十一月二日、寶文閣學士袁說友の言には、

竊見、紹興府輸納和買之法、未能均一、今亦得其說矣、夫以畝頭科數和買、止欲革上戸詭挾之弊、唯其併及於眞下戸、不能無辭、夫以上戸代納身丁、止欲補下戸創科之數、唯其略無限節、故上戸亦不能無辭、今若令有丁有產

眞下戸、仍舊自納身丁、却與照嶽縣五縣例、物力十五貫以下不科和買、別作一籍、拘其陞降、所請無丁有產下戸、多是詭挾、仍以畝頭均敷、如此則上戸無詭挾之弊、下戸無創科之擾、而且無規免身丁之患。

とあつて、畝頭科敷を實施するに當り、今迄課せられてゐない第五等戸の中で、丁あり産あつて身丁錢を納めてゐて而も物力十五貫以下のものは、和買絹を課せずして、丁なく従つて身丁錢を納めて居らぬ第五等戸は、物力十五貫以下でも課すると云ふ方法である。この文の末尾に従之とあるからこの説は採用されて實行されたのであらうし、開禧三年七月二十四日の臣僚の言に、

和買役錢與夫諸色雜科之類、皆因畝頭物力起敷。

などあるを見れば、この方法が段々と多く實施されていつたのであらう。以上は宋會要稿中から拾ひ出した諸例であるが、韓元吉の南澗甲乙稿卷九、論田畝敷和買狀に於いても、この方法の利害を論じてゐるが、その論旨大率前述の諸例に等しいから略することにする。

#### 4、通計家活浮財物力貫頭均紐之説

この方法は朱子の唱ふるもので、欲改作物力貫百、則有田及浮財財者、皆在其中、とある如く、田産物力も浮財物力も全部を併せて通計して、その金高に應じて第一等戸より第五等戸に至る全戸に和買絹を課する方法である。朱子文集卷十八、奏均減紹興府和買狀に、

(前略) 如欲首併詭戸、則懼其告許成風徒敗風俗、而暫併復分、終不能禁、欲以畝頭均紐、則縱舍游末重困農民、

輕重之間亦未爲允、欲科有産無丁之戸、則彼能立詭戸者、固不憚更立虛丁、而寡妻弱子實無丁籍者、反受其弊、如欲減退物力等則、或作鼠尾推排、則彼昔者既能析而爲三十八貫五百以下之戸矣、今豈不能再析而爲若干錢以下之戸乎、故嘗參酌前後衆人之論而折衷之、獨有通計家活浮財物力貫頭均紐之說稍爲無弊、(中略)惟慮所敷第五等戸之中眞下戸者、或受其弊、則請參用高下等第均敷及減免下戸丁錢之說、以優恤之。

とあつて、和買絹の弊を正さんとする方法に、首併詭戸、畝頭均紐、科有産無丁之戸、減退物力等則、作鼠尾推排などが考へられるが、何れも一得一失で、利があればその反面には害を伴ふ。獨り通計家活浮財物力貫頭均紐之說が割合に弊害なからん。しかし今迄免れてゐた第五等戸の眞の下戸は、新に課せらるることとて弊を受けるであらうが、これは高下等第均敷之說と減免下戸丁錢之說を參用すればよろしからんと。尙ほ彼は詳しく説明して言ふ。

所以謂貫頭均紐之說爲無弊者、蓋今和買之重、人悉規避詭爲下戸、長姦滋弊、莫可關防、(中略)從來爲州縣者、灼知其弊、非不嚴詭戸之禁往往隨併隨分、終莫能革、今若蒙恩、先次痛減歲額、却以貫頭均敷、自物力一文以上、並紐寸尺、則高下多寡、其數一定、而姦弊無所從出矣、若猶以眞實下戸創科爲慮、則所謂高下等第科敷、以及減免下戸身丁之說、臣等請得而備陳之。

とあつて、この方法によつて詭戸の弊を救へるとなし、眞實の下戸の創科による苦を救ふには、高下等第科敷及び減免下戸身丁がよろしく、高下等第科敷の方法としては、

所謂高下等第均數者、上戸舊科和買數多、今用貫頭均數、則其數却須減少、下戸舊不會科和買、今用貫頭均數、則其數乃是頓增、若使頓增數中皆是子戸詭名、則固不足恤、第其間却有眞實下戸不能無吝怨者、故今復爲此法以優恤之、如第一等物力四十貫、當科和買一匹、則第二等四十五貫、乃科一匹、等而下之、至於五等、則戸愈卑而科愈少矣、如此施行、庶幾下戸所增不多、不至反有重困。

と述べ、第一等戸より五等戸に至る等級に従つて、同じ物力高でも、上には多く下には少なく和買絹を課せんとするにあり。その減免下戸身丁は、

所謂減免下戸丁錢者、大率第五等中有丁者、多是眞實下戸、無丁者、多是子戸詭名、今若將第五等戸所納丁錢、特與除放、則眞實下戸雖增和買、而得除此色官物、其乘除之間、亦略足以相補矣。

と述べ眞の第五等戸は、大率ね丁男を有して身丁錢を納めてゐるが、丁なく従つて身丁錢を納めてゐないものは多くは子戸詭戸であるから、第五等戸の身丁錢を除放すれば、眞の第五等戸は和買絹を課せられても差引損得なしとなす。

以上が朱子の通計家活浮財物力貫頭均紐説である。今迄課せられて居らぬ第五等戸に、物力に應じて新に課する代りに、その身丁錢を免ずると云ふ點が、物力に準じて第四等戸以上に課する方法と異つてゐる。彼の方法は實際には行はれなかつたやうである。

## 5、均數之法

この方法は第一等戸より第五等戸までの全部に、田産物力に随つて一例均科する方法である。畝頭課税法との差は、物力高によるのと畝数によるの違ひあり。宋會要稿、食貨七〇、淳熙十六年九月五日、宰執進呈戸部奏の條に、

戸部尙書葉葛奏、陛下欲蠲減紹興和買重額、先乞蠲減四萬餘匹、每歲以十萬匹爲額、減額既定、然後行均數之法、自四等至五等、各照見管田產經界紐計物力、一例均科、乞令公共集議、庶有定論可以施行。云云

と見え、これは侍從に委して詳議せしめたとあるのみで、實施したとは見えず。實行は無かつたやうである。

#### 6、物力貫頭一體均敷法

この方法は、田産物力も浮財物力も一切全部を併せて、その額によつて等級を論せず一體均科するものである。宋會要稿、食貨七〇、慶元元年正月二十四日、戸部侍郎袁説友の言の所に、

臨安屬邑凡九、而臨安和買之數、視九邑爲最重、餘杭縣科取之法、視九邑爲最弊、(中略)皆謂、上戸詭挾之多、下戸重輸之困、莫若用物力貫頭而均科之爲愈也、今以和買散在貫頭而均科、則向之無者、所受必輕、向之有者、所減必重、減重者可以有安居樂業之望、輕者不至興嗟怨之情、更不得而制民、民無資於詭戸、風俗趨厚、賦斂均平、此誠救弊之良策也、(中略)兩浙轉運司臨安府奏、(中略)今諸縣見敷和買、各有等則、其間多有詭挾隱寄之弊、今來臣僚奏請、和買以貫頭一體均敷、實爲公當、季是可行、(中略)從之。

とあつて、これによると、この時から兩浙方面にては、この方法が採用せられたのであつた。

### 7、計畝均科田産和買之法計貫均科浮財和買之法

兩浙地方に物力貫頭一體均敷法が實施されて、弊害の除放を期待したが、何等の効果を擧げ得なかつたので、この方法が考へられた。宋會要稿、食貨七〇、慶元四年十二月四日、臣僚の言に、

今爲計畝均科田産和買之法・計貫均科浮財和買之法實便於民、其間偶有小小節目、奉行官吏往往便得以藉口、不思經畫之法遂以爲不可行、假如一邑之内管田畝若干、合科和買若干、管浮財物力若干、合科和買若干、略加稽考、便見每畝若干每貫若干當科和買、若干矣。

とある如く、田畝の方は畝頭均科法を、浮財の方は貫頭均科法を施して、兩者を併せ行ふ方法である。しかし實際に同時に併用することは行はれなかつたやうである。

## 七、結 語

以上私は南宋時代に於ける和買絹及び折帛錢が、如何なるものであつたかを論究した。和買絹は南宋になると全部が變じて折帛錢になつた如く思はれたり、或は折帛錢の構成分子は、和買絹のみと考へられたりしてゐた事の誤りなるを究明したつもりである。和買絹の一部は折帛錢になるが他の一部は本來の和買絹として残り、而も折帛錢の中には和買絹の外に夏税絹をも含むことがあつたのである。尙ほ折科は折帛錢の外に南宋時代には種々あり。宋會要稿、食貨七〇、慶元六年六月二十四日、臣僚

の言に、

國家設爲折科、名目不一、姑以夏稅言之、自本色之外、均其分數、折爲錢會、或爲銀兩、自折錢之外、以所餘本色較其產錢、折而爲綿、非綿則麥、其本戶產錢之不多、則聽輸本色、歲有定額、未嘗增益、非不公也、惟是州縣之間奉行不虔、謂如版曹以元額之數敷之於州、州則增元額之數敷之于縣、縣則增本州之數科之於民、上下遞增、莫有窮已、且以一尺之折帛此一尺之本色、則折帛之輸幾倍本色矣、而州縣又有所謂折帛綿、又有所謂折麥錢、又有所謂本色折錢、夫折帛綿者、如折帛已敷足數、而又就其折帛數內分其餘錢、折而爲綿、故名之曰折帛綿、反覆紐計、比之輸納本色、三倍其數矣、以一斗之麥與糜費使用、其直不過三環而已、若論折錢、每斗非七八環不可也、是輸納折麥、又不知幾倍於折帛、其他如折綿折馬料之屬、不一而足、凡絲綿之有零分、則納兩、絹之有零寸、則納尺、米麥之有勺合、則納升、困於重歛、莫甚於此、此折科太重之弊也。

とあつて、折帛綿、折麥錢、本色折錢、折綿、折馬料など種々あり。この外福建地方には和買銀と云ふものもあり、これ等と相似てゐたものである。廖剛の高峯文集卷一、投省論和買銀筋子に詳しく見ゆ。これ等は何れも本色にて納むるより幾倍の過額にて搾取されたのであつた。宋會要稿、食貨七〇、嘉定七年四月二十七日、侍御史石宗萬の言に、

田租之賦有常額也、朝廷未嘗加一毫之橫歛、而富家大室馴致困(困?)乏、貧民下戶幾不聊、銷鑠而不自知、臣請撫而言之、夏稅之有折帛、蓋以絹而科取也、較之本色、既已重矣、又從而科麥焉、使所科之麥止仍舊數、猶之可也、以紹興乾道間之數比之、幾四五倍納矣、及半久變而爲折錢、如是則由絹而折麥、由麥而折錢、昔之稅絹、



今大半成折帛矣。云云

とあつて、同様のことを言つてゐる。和買絹及び折帛錢についても同様に葉適の水心先生集卷四、財總論二に、

和買則正取之民而已、國以二稅爲常賦也、豈惟使經用有不足於二稅之内而復有所求哉。云云

とある如く、夏秋兩稅の外に又一つの租稅を加へられたのであり、而もその額は宋會要稿、食貨三八、紹興二十六年十月十三日の臣僚の言に、其和買多於正稅額至倍去處、とある如く、正稅よりも却つて高い所もあり、折帛錢も同様に水心先生集によれば本色より三倍する所あり、既に述べし如く平江・秀州地方など元來絹紬を産せぬ所にまで之を課し、或は産してゐた地方でも張守の毘陵集卷三、措置江西善後筭子に、

和買絹、名爲俵本、實與賦稅一同、(中略)近年盜賊縱橫、民不安居、蠶桑之家往往廢業、本路入戶皆于他路收買輸納。

とある如く、事情によつて産出が中絶しても容赦せず、星火よりも急いで催促した。故に民衆はこの苦を免れんとし、和買絹の除放地帯たる第五等戸にならんとして、詭名寄産・子戸挾戸などの手段によりて物力の低下、和買絹免除の方法を講じた。爲政者はこれを見て又ここに種々と徵稅方法を變じて一人をも逃すまいと努力し、民衆と云ふものは單に租稅を納めんためにこの世に生れ出たもの、爲

政者は少しでも多く民衆より搾取すべきであると云ふ支那國家社會の通念、支那にては政治は民衆の生活よりは遊離してゐると云ふ事象をば、遺憾なくこの場合にも發揮してゐる。上の爲す所下これを倣ふで、先きに擧げたる慶元六年六月二十四日の臣僚の言にある如く、中央にて定額があるが、それを實際に奉行するに當つては、州で増され縣で増され、郷吏で増されて行く。州縣の利する所は畸零である。先きの慶元六年六月二十四日の臣僚の言に、絲綿之有零分、則納兩、絹之有零寸、則納尺、とある如く分、寸なれば兩、尺になして納入せしめる。これを圓零就整とか合零就整と云ふ。如何にして畸零を作るかと云ふに、宋會要稿、食貨七〇、嘉定六年十一月四日、監察御史倪千里の言に、

民間常賦若丈若尺、載諸版籍、自有定數、今縣邑催科、故意存留畸欠、謂如戶管一匹、則止催三丈八九尺、戶管一丈、則止催八九尺、民間送納本從元管、鄉胥異日却追畸零、文引征索、絡繹鄉保、或欠零寸必納全尺、此畸稅漏催之弊也。

とある如く故意に畸零を作つて後に全尺、全兩を納めしめる。而も合零就整は眞の下戸を苦め、又州縣が詭戸をば却つて陰にその存續を願ふかの如き事態を呈することさへあり。それは宋會要稿、食貨三八、隆興二年八月二十六日、杜莘老の言に、

上戸多成匹兩、下戸多是畸零、却令圓零送納、下戸委是重困。

とある如く、課稅納入高の匹兩に達せぬ畸零の者は、多く下等戸のものであるから圓零納入によつて

苦むものは、獨り下等戸であり、又詭戸は下等戸であるから、詭戸が多くなればなる程畸零が如くなり、それだけ中央政府の収入は減ずるが州縣の収入は増加する。宋會要稿、食貨三八、慶元四年十二月四日、臣僚の言に、

詭名多則畸零多、畸零多則爲縣道之利、上司州郡配抑縣道、縣道出無所從、全仰於畸零、今既不爲詭戸、則畸零不足以供億、此縣道之所不願爲也。

とあるは、この事實を述べてゐるのである。かくて合零就整は、宋會要稿、食貨七〇、紹興四年七月十九日、張俊の言に、所謂合零就整者、盡入猾胥之家とある如く猾獍な郷胥の手に入つたり、又州縣の餘剩金となる宋會要稿、食貨七〇、紹興六年の條に、

是歲兩浙轉運副使李迨會約每年所納夏稅和買折帛錢、除發足上供之數外、逐州尙有寬剩錢數、婺州一萬四千四百五十三貫八百五十八文、秀州一十萬貫文、湖州六萬八千九百六十貫文、平江府四萬五千二百四十七貫四百五十文、共二十二萬八千六百六十一貫三百八十八文、逐年依折帛錢條限起發、至今爲例。

とある如く、これ等の寬剩錢數の中には、合零就整によるものが多數含まれてゐたであらう。而も民衆と直接に交渉ある郷吏の姦惡は、これのみに止まらず。他の場合に於てなす郷吏の罪惡は、和買絹の場合に於いてもなされた。一二例を舉げんに、宋會要稿、食貨七〇、慶元四年十二月四日の臣僚の言に、

今科敷之數悉出於鄉吏、自一家論之、今歲科五匹、來歲加其半可也、後歲倍之亦可也、又後歲悉蠲之亦可也、額科萬匹雖科萬五千匹、民何由而知神出鬼沒、盡由其手、此其被科者害如是而已、不被科而爲詭戶者、民豈能自爲之耶、不由胥手則不能爲之矣、且如一家一歲因詭戶而得免百緡之賦、則常以其十五以酬鄉胥、不然則來歲歸併其詭戶而重科之矣、雖形勢戶不敢不與也、其爲鄉司者、上則有監司巡按通判決獄職官行縣之掾、州郡醋錢之科、下則有令佐當直接送筵會果卓之需、(中略)一歲如此之費千緡、則此輩取於民者萬緡矣、當萬緡則取千萬緡矣、由是一歲、和買之數、非倍取之、則不足以償其費。

とあるのや、宋會要稿、食貨三八、紹興三十一年正月十八日、都省の言に、

上戸權勢之家、計囑點吏、詭名寄產、分析子戶、走弄物力、以致科敷不及、使貧民受弊無所赴愬。

とあるなど、かゝる例は甚だ多い。しかし要は課す可からざる租税をば民衆に課したのであつて、朱子文集卷十八、奏均減紹興府和買狀の所で朱子が、竊嘗深究其受病之原、則無他焉、直以元額之太重而已、と言へる如く、重課であつたから民衆が苦しんだのであり、そこより従つて又種々の弊害が生れたのであつた。南宋の民は終始重税に苦んだのであるが、和買絹折帛錢によつて生活力を削がれた民衆も多數あつたことと思ふ。

註 (13) 四は二の誤ならん。

(14) 徽宗時代にこの方面にて亂を起し、童貫等のために擄誅せられた。

(15) 三十二は三十八の誤りであらう。(昭和十二年十二月十八日召集に應ぜんとして東海道を西下するの列車中にて稿了)